

■ 1. 空き家の現状

(1) 市が把握する空き家数の推移

単位：戸

区分	平成 28.4.1	平成 29.4.1	平成 30.4.1	平成 31.4.1	令和 2.4.1	令和 3.4.1	令和 4.4.1	令和 5.4.1
空き家数	431	458	472	472	487	521	524	519
区分	令和 6.4.1	令和 7.4.1						
空き家数	552	570						

※空き家数：近隣住民・自治会の相談・市パトロールにて市が把握する空き家

(2) 空き家数増減（市が把握する空き家）

単位：戸

年度	令和 6.4.1 a	新規把握 b	解決 c	令和 7.4.1 a+b-c
令和 6 年度	552	83	65	570

※解決：解体・改築・居住・使用を確認

(3) 特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法に規定）

単位：戸

年度	認定数	指導・勧告・ 命令	解決	備考
平成 28 年度	1	1	1	助言・指導 相続人による自主解体
平成 29 年度	1	0	1	相続人全員相続放棄 略式代執行による解体
平成 30 年度	1	2	1	助言・指導 → 勧告 相続人による自主解体
令和元年度	0	0	0	
令和 2 年度	0	0	0	
令和 3 年度	1	0	1	相続人全員相続放棄 略式代執行による解体
令和 4 年度	1	2	0	助言・指導 → 勧告
令和 5 年度	0	1	1	命令 所有者による自主解体
合計	5	6	5	

※令和 7.4.1 現在：特定空家等数は 0 戸

(4) 管理不全空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法に規定）

単位：戸

年度	認定数	指導	勧告	是正・解決	備考
令和 5 年度	8	6	0	0	
令和 6 年度	86	37	18	9	
合計	94	43	18	8	

※令和 7.4.1 現在：管理不全空家等数は 85 戸

■ 2. 空き家に関する相談

(1) 相談件数

単位：件

区分	平成 28 年度 (室設置)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数	169	212	271	331	283	326	478
区分	令和 5 年度	令和 6 年度					
相談件数	535	498					

(2) 相談内容の内訳

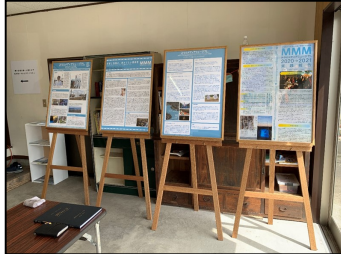
相談者	内 容	平成 28 年度 (室設置)		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
近隣住民 自治会等	建屋の倒壊 建築材料の落下や飛散	51	30.2	32	6.7	34	6.3	44	8.8
	草木の繁茂 草木が隣地や道路に越境	67	39.6	120	25.1	163	30.5	136	27.3
	ごみの放置による臭気や飛散	3	1.8	2	0.4	3	0.6	0	0.0
	害虫等（毛虫，蜂，ネコ等）の発生	9	5.3	13	2.7	20	3.7	16	3.2
所有者 相続人等	空き家（土地含む）の売却を希望	2	1.2	23	4.8	39	7.3	31	6.2
	空き家の賃貸を希望	1	0.6	10	2.1	5	1.0	3	0.6
	空き家バンクに物件登録したい	—	—	35	7.3	15	2.8	14	2.8
所有者等 その他	空き家に関する制度や管理方法	14	8.3	130	27.2	192	35.9	183	36.8
希望者	空き家を活用したい，探している	9	5.3	31	6.5	27	5.0	16	3.2
	空き家バンクに利用登録したい	—	—	13	2.7	3	0.6	1	0.2
その他空き家に関すること		13	7.7	69	14.5	34	6.3	54	10.9
合 計		169	100	478	100	535	100	498	100

■ 3. 具体的施策（主要事業のみ）

(1) 発生抑制

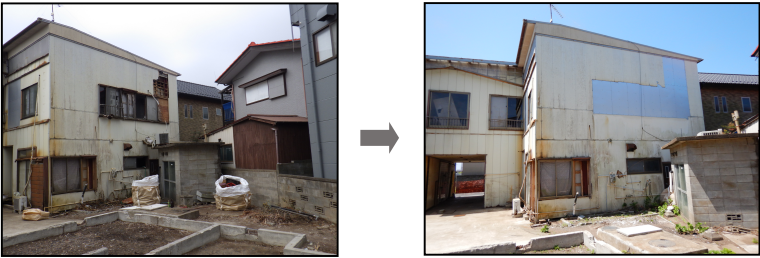
施策	実績
啓発リーフレットの配布	・ 固定資産税納税通知時 : 約 65,000 件（平成 29 年度開始） ・ 後期高齢者医療保険料納入通知時 : 約 25,000 件（令和 3 年度開始）
無料相談会の開催 （平成 28 年度開始）	・ 相談員 : 建築士・宅地建物取引士・司法書士 ・ 令和 6 年度 : 7/28 に 4 組, 11/24 に 3 組 ・ 平成 28 年度からの累計相談数 : 56 組
市政ふれあい講座 （令和 5 年度開始）	・ 市民からの希望に応じ、集会所等に出向いて「住まいの終活」について説明 ・ 令和 5 年度 : 1 回 ・ 令和 6 年度 : 2 回 「住まいの終活」3W1H What・・・住まいの終活とは何？ Why・・・住まいの終活はなぜ必要？ When・・・住まいの終活はいつから始める？ How・・・住まいの終活はどうやって進める？

(2) 有効活用促進

施策	実績																				
空家等を活用した地域交流拠点づくり支援補助金 （令和 2 年度開始）	・ 令和 3 年度補助金交付：1 団体（みなとメディアミュージアム実行委員会） 那珂湊駅近くの空き家を、まちライブラリーやギャラリー等の複合施設として運営 																				
空家バンク制度 （令和 3 年度開始）	・ 令和 4.3.18：宅地建物取引業協会、全日本不動産協会と媒介に関する協定締結（同日制度開始） 単位：件 <table><tr><th>年度</th><th>利用登録</th><th>登録件数</th><th>成約件数</th></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>25</td><td>8</td><td>4</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>19</td><td>15</td><td>14</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>13</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>計</td><td>57</td><td>29</td><td>24</td></tr></table>	年度	利用登録	登録件数	成約件数	令和 4 年度	25	8	4	令和 5 年度	19	15	14	令和 6 年度	13	6	6	計	57	29	24
年度	利用登録	登録件数	成約件数																		
令和 4 年度	25	8	4																		
令和 5 年度	19	15	14																		
令和 6 年度	13	6	6																		
計	57	29	24																		

(3) 適正な管理がされていない状態の解消（管理不全状態の解消）

施策	実績				
周囲に悪影響を及ぼす空き家への助言・指導	単位：件				
	年度	助言・指導	是正	解決	是正・解決計
	平成 28 年度	131	46	15	61
	平成 29 年度	147	27	36	63
	平成 30 年度	144	32	32	64
	令和元年度	148	31	33	64
	令和 2 年度	154	55	31	86
	令和 3 年度	171	64	36	100
	令和 4 年度	158	53	36	89
	令和 5 年度	195	61	39	100
令和 6 年度	224	28	55	83	
一斉調査	・ 把握している全ての空き家 594 戸の現地確認を実施（13 日間） ・ 危険性を確認した空き家を助言・指導 ・ 管理不全空き家等候補の選定				

施策	実績										
略式代執行 （平成 29 年度・令和 3 年度の計 2 回実施）	・ 阿字ヶ浦町地内の元旅館，通学路沿い，住宅密集地 ・ 所有者死亡，法定相続人全員による相続放棄 ・ 木造建屋が隣地に倒壊するおそれが高まり，市が解体工事を実施 										
緊急安全措置 <table border="0"> <tr> <td>・ 平成 30 年度</td><td>1 件</td></tr> <tr> <td>・ 令和 3 年度</td><td>2 件</td></tr> <tr> <td>・ 令和 5 年度</td><td>1 件</td></tr> <tr> <td>・ 令和 6 年度</td><td>1 件</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5 件</td></tr> </table>	・ 平成 30 年度	1 件	・ 令和 3 年度	2 件	・ 令和 5 年度	1 件	・ 令和 6 年度	1 件	計	5 件	■海門町地内（住宅密集地内） ・ 所有者死亡，法定相続人全員による相続放棄 ・ 屋根材が損傷し，強風時に隣地に飛散 ・ 市が屋根に飛散防止ネットを張る  ■阿字ヶ浦町地内（略式代執行と同一の空き家） ・ 建物の外壁が強風により損傷し周囲に飛散，更なる飛散のおそれあり ・ 市が外壁に合板貼り等の工事を実施 
・ 平成 30 年度	1 件										
・ 令和 3 年度	2 件										
・ 令和 5 年度	1 件										
・ 令和 6 年度	1 件										
計	5 件										